## 四万十町教育委員会会議録(平成27年9月定例会)

- 1. 日 時 平成27年9月4日(金)9:00~11:55
- 2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室
- 3. 出席者

教育委員長 谷脇健司

教育委員 大村和志 中屋建八 岡林雅子

教 育 長 川上哲男

事務局 教育次長 岡澄子

生涯学習課 課長 辻本明文

学校教育課 課長 杉野雅彦 副課長 西谷典生

学校教育支援員 田頭誠志

4. 傍聴者

0名

- 5. 日 程
- (1) 開会
- (2) 委員長あいさつ
- (3)会議録署名委員の指名 (岡林雅子委員)
- (4) 議題
  - ①承認第1号 専決処分の承認について(四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱)
  - ②議案第1号 平成27年度教育委員会関係予算案(9月補正)について
  - ③議案第2号 四万十町就学指導委員会規則の一部を改正する規則について
  - ④議案第3号 平成27年度就学等教育支援委員会委員の委嘱について
  - ⑤議案第4号 平成27年度四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
  - ⑥議案第5号 平成26年度四万十町教育委員会点検・評価について
- (5) 協議事項
- (6) 報告事項
  - ①平成26年度高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果について
  - ②平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について
- (7) その他
- 6. 議事

委員長 : ①承認第1号専決処分の承認について(四万十町文化的景観整備管理委員会委員の

委嘱)説明をお願いします。

(事務局より、四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認に

ついて説明する。)

委員長 : ご質問、ご意見を伺いたいと思います。

委員: 任期2年ですよね。会議は、教育委員会で判断する場合に招集されるとありますが、 過去2年で何回ぐらい開かれていますか。

事務局: 年に2回は確実行うという形で進めていまして、前期(9月頃)と後期(3月頃) という形で開催しています。

**委員: 承認材料として、略歴というのは最低限あった方がいいと思います。** 

事務局 : (口頭で、委員の略歴を説明する。)

資料については、後でお渡しするようにします。

委員: 承認した人が、承認に値していたのかどうかということを確認するためにも傍聴が必要だと思いますので、開催日が決定されましたらお知らせいただき、行ける時に傍聴させていただきたいです。

事務局: 9月19日の午前中に開催されます。

委員長 : その他にはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、承認第1号専決処分の承認(四万十町文化的景観整備管理委員会設置要綱に基づく常任委員の委嘱)については、承認でよろしいでしょうか。

全委員: はい。

委員長 : 承認第1号専決処分の承認 (四万十町文化的景観整備管理委員会設置要綱に基づく 常任委員の委嘱) は、承認をされました。

> 続きまして、議案第1号平成27年度教育委員会関係予算案(9月補正)について 説明をお願いします。

(事務局より、平成27年度教育委員会関係予算案(9月補正)について説明する。)

委員長: ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

委員 : 学校教育課の焼却炉の解体の調査委託料ですが、焼却炉の解体を要する焼却炉自体は今、何基というか、全部で何校ありますか。

事務局: 最初の計画では17基です。小学校は10校、中学校が2校です。

委員: 単純に1校分幾らみたいな、単純単価で計算できるものではないということですか。

事務局: それぞれ規模の違いがあります。

委員: こういった類の工事というのは、専門的な有害物質の検査が入るので金額が大きく なるのですね。

事務局: ダイオキシン等が出るかもしれないということです。

委員 : これは、見積り等を取った上での金額ということですか。

事務局 : はい。

委員: 分かりました。

委員長: 他にはどうでしょうか。

**委員: 費用ということではないですが、ふるさと未来館は活用されていますか。** 

事務局: 絵画教室とか陶芸教室とかを行っています。2階は、教育支援センターとして利用 しています。

委員長 : 他にはどうでしょうか。予算に関してはよろしいでしょうか。

それでは、お諮りをします。議案第1号平成27年度教育委員会関係予算案(9月補正)でございますが、承認でよろしいでしょうか。

全委員: はい。

委員長 : 議案第1号平成27年度教育委員会関係予算案(9月補正)は、承認をされました。 続きまして、議案第2号四万十町就学指導委員会規則の一部を改正する規則につい て、説明をお願いします。 (事務局より、四万十町就学指導委員会規則の一部を改正する規則について説明する。)

委員長 : ご質問、ご意見をお願いします。

委員: 2点あります。障害の害の字ですが、漢字を当てるのか、平仮名にするのかという、 どちらもそれなりに理屈があるというところだとは思います。それについて、四万十 町の教育委員会としては、この機会にどうするのかという話をしておいた方がいいか なと思います。

> もう一つは、この就学指導委員会規則以外に他の四万十町の条例等の中に同じ障害 児という言葉を使っているものがもしあるならば、この機会に全ての文言を障害のあ る児童生徒等というふうに変えていくという作業が必要なのではないかと思います。

事務局: 障害の害の字ですけれども、国の方は害という漢字を使っていますので、事務局と しては国と同じで、害ということで提案をさせていただきます。

町の色々な条例には、障害児者という表現がございます。これは、法で障害児者という表現となっていますので、それに準じて条例等も決めております。国の方の表現が変わらないと変更はしていません。

委員:変えられないのですか、それは。

事務局: 制度的に障害児者の支援制度というのがありますので、そこの表記が変わりませんので、そこは変えられないということになります。

委員長: それについて、ご意見を聞きましょうか。

委員: これは、社会的にずっと議論されてきたことなので、今、数分でこうしようみたいなことはなかなか言いにくい話だと思います。今回は、このようなところでも構わないのかもしれません。

委員長:他に、ご意見はありませんか。

それでは、お諮りをします。議案第2号四万十町就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、承認でよろしいでしょうか。

全委員: はい。

委員長 : 議案第2号四万十町就学指導委員会規則の一部を改正する規則は承認をされました。 続きまして、議案第3号平成27年度就学等教育支援委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

(事務局より、平成27年度就学等教育支援委員会委員の委嘱について説明する。)

委員長 : ご質問、ご意見を受けたいと思います。

委員: 年に何回か定例会がありますか。

事務局: 大体10月に第1回目を開きます。その後で、またそういう必要がある児童若しくは保育園から出てきた場合に再度、2回、多い時は3回とか、年度内に開くようになっています。

委員: その会議は、傍聴できますか。

事務局 : 非公開です。

委員: 公開はないでしょうけれども、仕組みとしては、やはり承認をする以上は、承認に値するかどうかというのは見なければいけないので、そういう仕組みにはしておいた方がいいのではないかなと思いますが。

委員: 教育次長と課長が入っているので、いいのではないですか。

委員長 : 会議には次長と課長以外の事務局は出席しますか。

事務局: 事務局は提案とか説明をしますので、当然出席しています。

教育長 : 私も、教育次長と課長が入っているので、よろしいと思います。

委員長: 次長と課長が委員会を代表されているからいいのではないかということですが、どうでしょうか。

委員: 託すということですね、お二人に、委員会委員としては。

委員: 私は、2名に託すのでいいです。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第3号平成27年度就学等教育支援委員会委員の 委嘱について承認でよろしいでしょうか。

全委員: はい。

委員長 : 議案第3号平成27年度就学等教育支援委員会委員の委嘱については、承認をされました。

続きまして、議案第4号平成27年度四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、説明をお願いします。

(事務局より、平成27年度四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明する。)

委員長: この件につきましてのご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをします。議案第4号平成27年度四万十町立学校給食センター 運営委員会委員の委嘱について承認でよろしいでしょうか。

全委員: はい。

委員長 : 議案第4号平成27年度四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱につい

ては、承認をされました。

ここで一旦休憩とします。

(小休中)

委員長: 再開をします。

続いて、議案第5号平成26年度四万十町教育委員会点検・評価について、説明を お願いいたします。

(事務局より、平成26年度四万十町教育委員会点検・評価について説明する。)

委員長: 前回に評価は行いましたので、それは資料に載せていただいております。

文言の修正もあるようですが、このことにつきましてご意見のほうをお伺いしたい と思います。

図書館支援員の配置のところですが、これの予算はゼロでよろしいのでしょうか。

事務局: 賃金だけを通常計上するところが、その他の社会保障費等に関わる分も計上しておりましたので、ここは賃金だけに修正をして予算額も入れるようにします。

委員: 学校評価のところですが、実施状況で評価というものを義務付け、理解を深めるように指導をしていくという委員会の姿勢が出て、この文言は非常にいいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーの課題のところで、活動体制の構築やサポートが不十分であるというのは、彼らが一生懸命頑張っているのに事務局として活動を支えていくという体制ができていないということなのですか。

事務局: 昨年度、相談員、指導員、SSWがいろいろと活動をされていましたが、それぞれの役割分担が整理できていませんでしたので、今年の4月に確認取り合いました。そういうことが今までできていなかったので、これを記載しております。

委員: 分かりました。

委員長: その他には、どうでしょうか。

委員 : 通学路の安全確保ですが、安全対策連絡協議会のメンバーが21か所危険箇所を見

て回ったと高知新聞に載っていましたね。

下呉地ですけれども、三叉路に製材が木をいっぱい積んでおり見通しが悪いです。 そこの所に、来られていましたか。

事務局: 行っていました。

委員: 子どもが通学する時に、車が来るのが見えにくい、見通しが悪いので危険だと私は 思います。それは、やはり道路の幅が狭いなど、用地買収等が必要な個所で、緊急対 策ということを書いていますが、実施できない箇所があると書いていますね。これは、

用地買収が実施できなかったらずっとあれ積んだままになるということですよね。

事務局: それぞれの組織の方へ課題等を持ち帰り、次の会で対策等を協議することとなっています。このケースの場合は、地主の方に配慮願いたいという話も協議会の方からはできるかと思いますので、それを含めて検討しますので、時間をいただきたいです。

委員: それでよろしいです。

委員長 : その他には、どうでしょうか。

委員: 夏季大学の費用対効果ですが、1回の講演料120万プラス必要な人件費15万円に対して、大体どの位の人数の受講があればいいのか具体的な目論見みたいなのがあった方がいいかなと思います。数字がないと、この課題をクリアしたかどうかというのはなかなか出しにくいと思います。ここでこういう課題を設定するのは良いと思い

ますが、大体目指すところがなければいけないと思います。

委員: 夏季大学については、潜在的ニーズを潜在から顕在にどのように転換させるかというところの仕掛けを考えていくということが主催の委員会としては、必要だと思います。

教育長 : 非常に大事なところを言っていただきました。来年度以降、町民の参加型について も考えてみたらいいと思います。それと、事業の目的も再確認しなければならないと 思います。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第5号平成26年度四万十町教育委員会点検・評価について承認でよろしいでしょうか。

全委員: はい。

委員長 : 議案第5号平成26年度四万十町教育委員会点検・評価については承認されました。 5の協議事項ですが、何かありますか。

事務局: ありません。

委員長 : それでは、6の報告事項に入ります。①平成26年度高知県生徒指導上の諸課題・ 児童虐待に関する調査結果についてです。説明お願いいたします。

(事務局より、平成26年度高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果について説明する。)

委員長 : 続きまして②平成27年度全国学力・学習状況調査の結果についてです。説明お願いします。

(事務局より、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について説明する。)

委員長: その他、何かありますか。

(事務局より、県外視察研修、運動会・体育祭について説明する。)

(教育長より、四万十夏季大学について説明する。)

 委員長 : 他に何かありますか。

 全委員 : ありません。

 事務局 : ありません。

 委員長 : これで、平成27年9月定例委員会を閉じます。

 (閉会)

 10月の定例委員会予定 平成27年10月6日(火)

 委員長 :

署名人: